自主点検表

(保育に従事する者が一人の居宅訪問型事業者用)

施設名称	
施設住所	
施設設置者	
(法人名で届出した場合は	
法人名で記載)	
本表記入者氏名	
連絡先	

- *現時点での貴施設の状態について、次ページより回答してください。
- *記入について不明点等あれば、下記連絡先までご相談ください。
- *年2回の定期健康診断実施のように、設置後一定期間が経過しなければ確実に「適切」と判断できない 基準については、実施計画等を記載することで、「不適切」でない旨の回答をすることができます。
- *本表で貴施設が「不適切」以外で回答した基準について、今後の実際の指導監査においても適切と判断されることを確認するものではありません。
- *本表の全項目において、適切又は実施予定である旨の回答をしても、各市町が無償化対象施設として認めることを確認するものではありません。

<県受領欄>					

<連絡先・提出先> 静岡県こども未来課保育班 電話 054-221-2928 FAX 054-221-3521 E-メール kodomo-m@pref.shizuoka.lg.jp 4. 法第6条の3第11項に規定する業務を目的とする施設(複数の保育に従事する者を雇用していないものに限る。)の自主点検項目

护 7异				回答欄
指導	調査事項	調査内容	不適切なケース	当てはまる□にチェック
基準				もしくは〇を付ける。
第1 保育に従事する者の数及び資格	1 保育に従事する者の数 原則、1人に対して乳幼児1 人 〔考え方〕 当該乳幼児がその兄弟姉妹と ともに利用しているなどの場合 であって、かつ、保護者が契約に おいて同意しているときは、例 外として、これを適用しないこ とができる。	a 保育に従事する者が1人で 保育している乳幼児の数	・乳幼児数が1人を超えている。	□ 不適切□ 適切
び資格	2 保育に従事する者の有資格 者の数 [考え方] ここでいう有資格者は、保育 士(国家戦略特別区域法第12条 の5第5項に規定する事業実施 区域内にある施設にあっては、 保育士又は当該事業実施区域に 係る国家戦略特別区域限定保育 士。以下同じ。) 又は看護師(准 看護師を含む。以下同じ。) の資 格を有する者をいう。	a 有資格者又は都道府県知事、指定都市市長、中核市市長 若しくは児童相談所設置市市長(以下「都道府県知事等」という。)が行う保育に従事する者に関する研修(都道府県知事等がこれと同等以上のものと認める市町村長(特別区の長を含む。)その他の機関が行う研修を含む。)を修了した者であるか。	・有資格者でない、又は都道府 県知事等が行う保育に従事 する者に関する研修を修了 していない。	□ 不適切□ 適切
	3 保育士の名称	a 保育士でない者を保育士又は保母、保父等これに紛らわしい名称で使用していないか。	・左記の事項につき、違反がある。	□ 不適切 □ 適切
		b 国家戦略特別区域限定保育 士が、その業務に関して国家 戦略特別区域限定保育士の名 称を表示するときに、その資 格を得た事業実施区域を明示 し、当該事業実施区域以外の 区域を表示していないか。	・左記の事項につき、違反がある。	
第2 保育室等の	1 事業の運営を行う事業所の 専用区画及び備品等について の協力依頼 [考え方]	a 事業の運営を行うために必要な広さを有する専用の区画を設けているか。	・事業の運営を行うために必 要な広さを有する専用の区 画を設けていない。	□ 不適切□ 適切
7の構造、設備及び面積	事業の運営を行う事業所と は、乳幼児の居宅ではなく、業 務を行う事業者の事務所をい う。	b 保育の実施に必要な備品等 を備えるよう保護者に協力を 求めているか。	・玩具、救急用品等の子どもの 健康や安全管理に関わるも のなど保育の実施に必要な 備品等の用意について保護 者に協力を求めていない。	□ 不適切 □ 適切

第3 非常災害に対する措置/第4 保育室を2階以上に設ける場合の条件	1 防災上の必要な措置の実施	a 防災上の必要な措置が講じられているか。	・地震、火災等の災害発生時に おける対処方法等(避難経路 や消火用具等の場所の確認 等を含む。)について検討及 び実施をしていない。	□ 不適切□ 適切
第5 保育内容	1 保育の内容 ※ 保育所保育指針を参考に適 切な保育が行われているか。	a 乳幼児一人一人の心身の発育や発達の状況を把握し、保育が行われているか。 b 乳幼児が安全で清潔な環境の中で、遊び、運動、睡眠等をバランスよく組み合わされた健康的な生活リズムが保たれるように、十分に配慮がなされているか。 c 乳幼児の生活リズムに沿った保育が実施されているか。 d 乳幼児に対し漫然とテレビを見せ続けるなど、乳幼児への関わりが少ない「放任的」な保育になっていないか。	・以下の事項について理解していない、又は、理解はしているが配慮した保育をしていない。 (1)子どもの発達の特徴や発達過程等に関する事項 (2)乳幼児への養護的な関わり(授乳、離乳食・食事の介助、睡眠・休息、排泄、入浴、清潔、だっこ等)に関する事項 (3)子どもの遊び等に関する事項 (4)保育の実施に関して留意すべき事項	□ 不適切□ 適切
	2 保育に従事する者の保育姿 勢等 (1) 保育に従事する者の人 間性と専門性の向上	a 乳幼児の最善の利益を考慮し、保育サービスを提供する者として、適切な姿勢であるか。 b 保育所保育指針を理解する機会を設けるなど、保育に従事する者の人間性と専門性の向上を図るよう努めているか。 研修については、保育に従事する前に受講することが望ましい。また、保育従事者の質の実施が望ましい。	・保育に当たっての基本姿勢 (子どもへの愛情豊かな関 わり、人格の尊重、プライバ シーへの配慮等)を理解して いない、又は、理解している が取組が不十分。 ・保育に従事する者に関する 研修を受講していない。	□ 不適切□ 適切□ 通切□ 漁切□ 未実施だが、実施する予定・計画がある。(受講予定時期:)

	(2) 乳幼児の人権に対する 十分な配慮	乳幼児に身体的苦痛を与えることや、人格を辱めることがないなど、乳幼児の人権に十分配慮がなされているか。	・配慮に欠けている。 (例) しつけと称するか否か を問わず乳幼児に身体的苦 痛を与えている。 いわゆるネグレクトや差別 的処遇、言葉の暴力が見られ る。 等		不適切 適切
	(3) 児童相談所等の専門的 機関との連携	利用乳幼児について、虐待等不適切な養育が疑われる場合に、児童相談所等の専門的機関へ通告しているか。 ※ 虐待が疑われる場合だけでなく、心身の発達に遅れが見られる場合、社会的援助が必要な家庭状況である場合等においても、専門的機関に対し適切な連絡に努めること。	・虐待等不適切な養育が疑われる場合に専門的機関への 通告していない。	_	不適切 適切
	3 保護者との連絡等 (1) 保護者との密接な連絡 を取り、その意向を考慮 した保育の実施	a 連絡帳又はこれに代わる方法により、保護者からは家庭での乳幼児の様子を、保育に従事する者からは保育中の乳幼児の様子を連絡しているか。	・可能な限り、保護者と密接な 連絡を取ることを心がけて いない。		不適切 適切
	(2) 保護者との緊急時の連 絡体制	b 緊急時に保護者へ早急に連 絡できるよう緊急連絡先を把 握しているか。 ※かかりつけ医等の緊急時必要 な連絡先も併せて把握するこ と。	・保護者の緊急連絡先等を把 握していない。		不適切適切
第 6 給 食	[考え方] 指導基準第6については、適 用しないことができるが、食事 の提供を行う場合には、衛生面 等必要な注意を払うことが必要 である。 1 衛生管理の状況 食器等の適切な衛生管理	食器類やふきん、哺乳ビン等 を使用する際は、衛生面等必要	・衛生面等必要な注意が払われていない。		不適切 適切 飲食の提供は行っていないた め、適用対象外。
	2 食事内容等の状況	な注意を払い、配膳も衛生的で あること。 a 乳児にミルクを与えた場合 に、ゲップをさせることや離	・乳児に対する配慮が適切に行われていない。		不適切適切
		乳食摂取後の乳児について食事後の状況に注意が払われているかなど乳児に対する配慮が適切に行われているか。 b アレルギー疾患等を有する子どもについて、保護者と連携し、医師の判断及び指示に基づき、適切な対応が行われているか。	・アレルギー疾患等を有する 子どもに対して適切な対応 が行われていない。	_	飲食の提供は行っていないため、適用対象外。

第 7 健	1 乳幼児の健康状態の観察 預かり、引渡しの際、乳幼児 一人一人の健康状態の観察	a 預かりの際、健康状態の観察及び、保護者からの乳幼児の報告を受けているか。 ※ 体温、排便、食事、睡眠、表情、皮膚の異常の有無、機嫌等	・十分な観察が行われていない。・保護者から報告(連絡帳を活用することを含む。)を受けてない。	□ 不適切 □ 適切
康 管 理		b 引渡しの際、預かり時と同様の健康状態の観察が行われているか。保護者へ乳幼児の状態を報告しているか。	・十分な観察が行われていない。・注意が必要である場合において保護者等にその旨を報告していない。	□ 不適切□ 適切
安全確	2 職員の健康診断	a 健康診断を1年に1回受けているか。 b 食事の提供を行う場合には、提供頻度やその内容等の実情に応じ、検便を実施しているか。	・受けていない。 ・実施されていない。	□ 不適切 □ 適切 □ 実施する予定・計画がある。 (実施予定時期:)
保	3 感染症への対応	a 感染予防のための対策が行われているか。	・手指の衛生や咳エチケット の実施等の感染予防策を講 じていない。	□ 不適切□ 適切
	4 乳幼児突然死症候群に対する注意	a 睡眠中の乳幼児の顔色や呼吸の状態をきめ細かく観察しているか。 b 乳児を寝かせる場合には、仰向けに寝かせているか。 ※ 窒息リスク除去の観点から、医学的な理由で医師からうつぶせ寝をすすめられている場合以外は、乳児の顔が見える仰向けに寝かせることが重要である。 c 保育中は禁煙を厳守しているか。	・左記の事項を実施していない。	□ 不適切□ 適切

5 安全確保	a	遊具等室内の安全確認 (3)室内、室外の安全確認 (4)ケガや急病等における応急手当の方法(実践) (5)「ヒヤリ、ハット」時の事故防止意識の再確認等 (6)児童の施設外での活動、取組等のための移動その他の児童の移動のために自動	□ 不適切 □ 適切(本表記入時点で、計画に 定める研修及び訓練自体は未 実施でも可)
	g 事故発生時に適切な救命処置が可能となるよう、実技講習を定期的に受講しているか。	・定期的に講習を受講していない。	□ 不適切 □ 適切 □ 実施する予定・計画がある。 (実施予定時期:) □ 不適切
	ど、保育中の万が一の事故に 備えているか。	場合に、損害賠償を速やかに 行うことができるよう備え られていない。	□ 適切
	i 事故発生時には速やかに当 該事実を都道府県等に報告し ているか。	・「教育・保育施設等における 事故の報告等について」(令 和5年12月14日こ成安第142 号通知)に基づく報告が行わ れていない。	□ 不適切 □ 適切 □ 該当事故が未発生のため、実 績なし。
	j 事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しているか。	・事故が発生した施設において、当該事故の状況及び当該 事故に際して採った処置に ついて記録していない。	□ 不適切□ 適切□ 該当事故が未発生のため、実績なし。

		k 死亡事故等の重大事故が発	・死亡事故等の重大事故が発	□ 不適切
		生した施設については、当該 事故と同様の事故の再発防止	生した施設において、当該事 故と同様の事故の再発防止	□ 適切
		策及び事故後の検証結果を踏	策及び事故後の検証結果を	□ 該当事故が未発生のため、実 績なし
		まえた措置をとっているか。	踏まえた措置がとられていない。	/ 原 / よ し
			66	
Sertina	1 施設及びサービスに関する	以下の事項について、書面等	全く提示等がされていない。	□ 不適切
第 8	内容の提示	による提示等がされているか。 a 設置者の氏名又は名称及び	・左記 a ~nの事項につき、提示内容又は提示等の仕方が	□ 適切
		a 設置有の以名文は名称及び 事業所の管理者の氏名	不十分。	
利用		b 事業所の名称及び所在地	1 1 500	
者へ		c 事業を開始した年月日	・「ここdeサーチ」に情報が	
Ø		d 保育提供可能時間	全く掲載されていない。	
情報提		e 提供するサービスの内容及 び当該サービスの提供につき	・「ここdeサーチ」に左記a~	
提供		利用者が支払うべき額に関す	nの事項につき、掲載がない	
		る事項並びにこれらの事項に	項目がある又は内容が不十	
		変更を生じたことがある場合	分	
		にあっては当該変更のうち直		
		近のものの内容及びその理由	(※ここdeサーチについては、	
		f 利用定員 g 設置者の資格(保育士・看護	点検表記入時点で、県にここ deサーチ掲載事項を回答し	
		師)の保有状況	ている、もしくは回答予定が	
		h 設置者の研修の受講状況	ある場合は、適切とする。)	
		i 保育する乳幼児に関して契		
		約している保険の種類、保険		
		事故及び保険金額		
		j (提携している場合は)提携 している医療機関の名称、所		
		在地及び提携内容		
		k 緊急時等における対応方法		
		1 非常災害対策		
		m 虐待の防止のための措置に		
		関する事項		
		n 設置者が過去に事業停止命 令又は施設閉鎖命令を受けた		
		ヤスは肥設闭頭叩っと支げた か否かの別(受けたことがあ		
		る場合には、その命令の内容		
		を含む。)		

		'		T
	2 サービス利用者に対する契約内容の書面等による交付	以下の事項について、利用者に書面等による交付がされているか。 a 設置者の氏名及び住所又は名称及び所在地 b 当該サービスの提供につき利用者が支払うべき額に関する事項 c 事業所の名称及び所在地 d 事業所の管理者の氏名 e 当該利用者に対し提供するサービスの内容 f 保育する乳幼児に関して契約している保険の種類、保険事故及び保険金額 g (提携している場合は)提携する医療機関の名称、所在地及び提携内容 h 利用者からの苦情を受け付	 ・書面等により交付されていない。 ・左記 a ~ h の事項につき、交付内容が不十分。 	□ 不適切□ 適切
	3 サービスの利用予定者から 申し込みがあった場合の契約 内容等の説明	ける連絡先 a 当該サービスを利用するための契約の内容及びその履行に関する事項について、適切に説明が行われているか。	説明が行われていない。説明はされているが、内容が不十分。	□ 不適切□ 適切
第 9 備える帳簿等	1 利用乳幼児に関する書類等 の整備	a 利用乳幼児及び保護者の氏名、乳幼児の生年月日及び健康状態、保護者の連絡先、乳幼児利用記録並びに契約内容等が確認できる書類があるか。	・確認できる書類が備えられていない。・整備内容が不十分。	□ 不適切□ 適切